

改正

令和 3 年 3 月 24 日 告示第 129 号

令和 4 年 10 月 31 日 告示第 510 号

令和 5 年 3 月 31 日 告示第 134 号

令和 6 年 3 月 29 日 告示第 138 号

安曇野市農産物等販路拡大推進補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、農業者等及び食品加工事業者が農産物等の販売ルートを拡大することを推進するため、予算の範囲内で補助金を交付することについて、安曇野市補助金等交付規則（平成 17 年安曇野市規則第 41 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農業者等 市内に住所を有し、農業又は水産養殖業を自ら経営する個人又は法人をいう。
- (2) 農産物等 農業者等が自ら生産した物又はそれらを主な原材料とした加工品（自らが製造者、加工者又は販売者である物に限る。）をいう。
- (3) 通販サイト インターネット上で電子商取引のサービスを提供するウェブサイトをいう。
- (4) 食品加工事業者 農業者等が生産した農産物を買取り、加工若しくは販売をしているもの（市内に事業所を有するものに限る。）又は自ら農産物を生産、加工及び販売をしているもの（市内に事業所を有するものに限る。）をいう。
- (5) マルシェ 県外で開催される農産物、農産物加工品等を生産者が持ち寄り一般消費者に販売する形式の臨時の市場、朝市等をいう。
- (6) 海外物産展等 不特定の一般消費者、飲食店関係者、輸入事業者等を対象とした海外で開催される物産展、見本市、商談会等をいう。

(補助事業等)

第 3 条 補助事業の区分、補助対象者、補助対象経費及び補助率は、別表第 1 のとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が市税、国民健康保険税及び介護保険料に滞納があるときは、補助金交付の対象としない。
- 3 補助対象期間は、規則第 6 条に規定する交付決定を受けた日から、当該日の属する年度の 3 月 31 日までとする。

(交付申請等)

第 4 条 補助金の交付を受けようとするものは、規則第 3 条に規定する補助金等交付申請書に別表第 2 に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、当該申請は、補助事業の区分ごとに同一年度内に 1 回を限度とする。

(交付の条件)

第5条 次に掲げる事項は、補助金の交付の条件とする。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするときは、速やかに市長に報告し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに市長に報告し、その承認を受けること。

(交付決定等)

第6条 市長は、第4条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、規則第6条に規定する補助金等交付決定通知書により通知するものとする。

(実績報告等)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けたものは、補助事業が完了したときは、規則第10条に規定する補助事業等実績報告書に別表第2に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による実績報告は、前条の規定による交付決定を受けた日の属する年度の3月31日までにしなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和2年6月30日から施行する。

(失効)

- 2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (令和3年3月24日告示第129号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年10月31日告示第510号)

この告示は、令和4年11月1日から施行し、改正後の安曇野市農産物等販路拡大推進補助金交付要綱の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則 (令和5年3月31日告示第134号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月29日告示第138号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

区分	補助対象者	補助対象経費及び補助率	限度額等
通販サイト出 店補助事業	通販サイトを利用し、農 産物等を販売する農業者	通販サイトの運営会社に 支払う販売手数料の3分	15万円

	等	の1	
マルシェ出店 補助事業	農産物等を自らマルシェ で対面販売する農業者等 及び食品加工事業者	出店手数料、交通費、運 搬費、駐車場利用料、出 店に係る消耗品費等	1 回の出店につき 1 万円 (連続した日で開催される マルシェに 2 日以上出店す る場合は、1 回とみな す。)とし、限度額は、2 万円とする。この場合にお いて、1 回の出店に要する 経費が 1 万円未満の場合 は、補助金の交付対象外と する。
海外物産展等 出店補助事業	販路開拓のため、海外物 産展等に出店し、農産物 等を自ら対面販売し、又 はプロモーションをする 農業者等及び食品加工事 業者	出店手数料、旅費、運搬 費、広告宣伝費、会場装 飾費、什器借上料、通訳 及び販売推進員への人件 費、出店に係る消耗品費 等合計額の 3 分の 1	10万円

別表第 2 (第 4 条、第 7 条関係)

区分	交付申請	実績報告
通販サイト出店補助 事業	(1) 販売計画書(通販サイト出店 補助事業)(様式第 1 号) (2) 同意書(様式第 2 号) (3) 出店する通販サイトの概要が 分かる書類の写し及び販売手数料 が分かる書類の写し	(1) 販売報告書(通販サイト出店 補助事業)(様式第 3 号) (2) 販売手数料の支払を確認でき る書類の写し (3) 販売した農産物等の内容が分 かる写真(加工品の場合は、食品 表示の写真)
マルシェ出店補助事 業	(1) 販売計画書(マルシェ出店補 助事業)(様式第 4 号) (2) 同意書 (3) マルシェの概要が分かる書類 の写し及び出店手数料が分かる書 類の写し	(1) 販売報告書(マルシェ出店補 助事業)(様式第 5 号) (2) 出店の様子が分かる写真及び 販売した農産物等の内容が分かる 写真(加工品の場合は、食品表示 の写真) (3) 補助事業に要した費用を証明 する書類
海外物産展等出店補	(1) 販売計画書(海外物産展等出	(1) 販売報告書(海外物産展出店

助事業	店補助事業）（様式第 6 号） (2) 同意書 (3) 海外物産展等の概要が分かる書類の写し及び出店手数料が分かる書類の写し (4) 法人格のない団体については規約	補助事業（様式第 7 号） (2) 出店の様子が分かる写真及び販売したものの内容が分かる写真（加工品の場合は、食品表示の写真） (3) 補助事業に要した費用を証明する書類
-----	--	--